

令和5年6月20日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年6月20日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	大森 奉子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番 氏家 法雄 君、10番 古川 幸義 君を指名致します。

日程第2. 諸般の報告を行います。

まず、委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しております。

6月12日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、中野 一郎 君。

総務教育常任委員会委員長（中野 一郎）

お早うございます。

令和5年6月12日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり、報告します。

審議事項。

議案第2号、財政事情の公表に関する条例の全部改正について

議案第5号、多度津町火災予防条例の一部改正について

議案第6号、令和5年度多度津町一般会計補正予算（第2号）

議案第7号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）

議案第8号、工事請負契約の締結について（令和5年度 高見港船揚場（改良）等建設工事）

請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願

請願第2号、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願

審議結果。

議案第2号及び議案第5号から議案第8号まで並びに請願第1号、請願第2号について委員、傍聴議員より、

一つ、財政事情の公表時期を定めているが、町広報の発行時期になるのか。

一つ、火災予防条例の改正について、もう少し分かりやすく簡単に説明してもらいたい。

- 一つ、急速充電設備は、通常の電気自動車の充電設備の小型化とは関係がないのか。
 - 一つ、火災予防条例による急速充電設備の申請は、今までに何件あったのか。また、今後の計画はあるのか。
 - 一つ、急速充電設備を町役場へ設置する予定はあるのか。
 - 一つ、高見港船揚場の埋立工事によって、海洋生物が絶滅する危険性はないのか。
 - 一つ、高見港船揚場の埋立工事の平米単価は、いくらになるのか。
 - 一つ、高見港船揚場の建設工事に対する応札業者は、何社だったのか。
 - 一つ、高見港の埋立予定地の東側の消波ブロックは、どうなるのか。
 - 一つ、高見港の埋立工事が完成すれば、釣りなどへの活用が出来るのか。
 - 一つ、日本国憲法の3つの柱は国民主権、基本的人権の尊重、平和主義なので、核兵器禁止条約の批准に対しては熱意を持ってその方向に動くべきだと考えている。
 - 一つ、核は世界を破壊する人類とは共存しないものであり、被ばくして後遺症に苦しむ人も多くいるので、核兵器禁止条約の批准を求める請願第1号に賛成する。
 - 一つ、町内の多くの事業所や団体が事業存続と再生のために消費税インボイス制度の実施中止を求めているので、請願第2号に賛成する。
 - 一つ、消費税を消費者から支払わせて納税していない免税業者もいるし、事業者負担も増えないことや消費税を請求する以上は国に納めることが普通だと思うので、請願第2号に反対する。
 - 一つ、電子データで請求書の保管や処理が簡単に出来て不正防止になることや適格請求書発行事業者になれば、安心して取引が継続できるので、請願第2号に反対する。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、改正前は財政事情の公表時期が5月1日と11月1日になっていたが、住民への公表は6月の町広報になっているので、実態に合わせて改めている。
 - 一つ、EV車の普及に伴って大容量バッテリーへ対応するため、急速充電設備の高出力化に合わせて200kwだった上限をなくして届出とし、コネクタでの接続を明確化した分離型の変圧設備本体とケーブルを収める充電ポストの設置を認めることに加えて今まで火災予防条例で規制していた喫煙室の標識が健康増進法のピクトグラム等との供用が可能になる。
 - 一つ、一般家庭で普及している電気自動車への充電設備は100Vか200Vで、容量は3kw～6kwになるので、急速充電設備には当たらない。
 - 一つ、急速充電設備の届出は今までになく、今後は公共の駐車場等で必要になっ

た場合には遅滞なく対応していく。

- 一つ、急速充電設備は短時間での充電を要する「道の駅」などに設置するものと考えており、今のところ町役場などの公共施設への導入予定はない。
- 一つ、埋立工事の実施に当たっては、生態系に影響がないように絶滅危惧種である「ハクセンシオマネキ」が生息する箇所を埋め立てない工法に代えており、工事が進んでいても生息は確認できている。
- 一つ、埋立工事では面積に対する施工費は適切な数字にならないので控えるが、6,600万円の契約で1,500㎡と220㎡の埋立を計画している。
- 一つ、高見港船揚場の建設工事に応札した業者は4社である。
- 一つ、埋立工事予定地の東側の消波ブロックは、工事をせずに現状のままになる。
- 一つ、船揚場は港湾施設なので、基本的には釣りなどの利用は出来ないと考えている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第2号及び議案第5号から議案第8号については委員会として原案を可決し、請願第1号及び請願第2号については採決の結果、不採択となった。

またその他として、執行部より他1件の報告があった。

以上、報告します。

議長（村井 勉）

これをもって、総務教育常任委員会委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案及び請願の審議の時にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

続きまして、6月12日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、兼若 幸一 君。

建設産業民生常任委員会委員長（兼若 幸一）

建設産業民生常任委員会結果報告について、令和5年6月12日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり、報告する。

審議事項。

議案第1号、多度津町第3期健やか子ども基金条例の制定について

議案第3号、多度津町印鑑条例の一部改正について

議案第4号、多度津町心身障害児、通園、通学費補助条例の一部改正について

審議結果。

議案第1号、議案第3号及び議案第4号について委員、傍聴議員より、

- 一つ、新たに健やか子ども基金条例を制定して少子化対策等をするとのことだが、過去にはどのような使い方をしたのか。

- 一つ、第5条で基金の処分を定めており、附則第2項では基金の残余財産がある場

合に当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して香川県に納付するとあるが、過去にこのような処理をしたことはあるのか。

一つ、第2条に基金の積み立て額は一般会計で定めるとあるが、一般会計以外の方法は考えていないのか。

一つ、本町の特別支援学校等へ通う対象者は何名になるのか。

一つ、特別支援学校等へ通う交通費の一部を助成するということだが、金額はどのくらいになるのか。

一つ、改正後の字句が「補助」から「助成」になっているが、説明してもらいたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、健やか子ども基金は今回で第3期になるが、前回、前々回と同様に5歳児健診事業・通学路のカラー舗装事業及び放課後児童クラブ巡回相談事業に充当するなど県が指定する内容に合わせて実施予定である。

一つ、基金については実績報告で余りが出る場合もあるので、香川県に返すこともある。

一つ、健やか子ども基金は、一般会計で取り崩して3年間で使い切ることにしている。

一つ、特別支援学校等へ通う対象者は令和3年度が10名、令和4年度が9名であり、令和5年度は当初予算で15名分を計上している。

一つ、特別支援学校等へ通う交通費の助成は、年間で上限2万円になっている。

一つ、「補助金」は多度津町補助条例により計画したのちに申請して実績報告に基づき補助するものなので、内容が乖離していることに加えて交通費の「助成」は以前から扶助費で計上しているため、今回の改正に合わせて改めることにしている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号、議案第3号及び議案第4号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他3件の報告があった。

以上です。

議長（村井 勉）

これをもって、建設産業民生常任委員会委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案の審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

最後に町長報告の追加が出ております。

報告はタブレットに掲載しておりますので、朗読は省略致します。

日程第3. 議案第1号、多度津町第3期健やか子ども基金条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。
質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、財政事情の公表に関する条例の全部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、多度津町印鑑条例の一部改正についてを議題と致しま

す。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、多度津町心身障害児、通園、通学費補助条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第7.議案第5号、多度津町火災予防条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第8.議案第6号、令和5年度多度津町一般会計補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第9.議案第7号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第10.議案第8号、工事請負契約の締結について（令和5年度高見港船揚場（改良）等建設工事）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第 11. 請願第 1 号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員 (尾崎 忠義)

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和 5 年第 2 回多度津町議会 6 月定例会におきまして、請願第 1 号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願について、次の点で賛成討論を致します。

被爆者とともに核兵器のない平和で公正な世界を人類と地球の未来のために、とした原水爆禁止2023年世界大会が、この 8 月 4 日、金曜日、国際会議が広島で開会され、第 1 セッションと致しまして「被爆者から世界へ」、8 月 5 日、土曜日、第 2 セッション「核兵器の禁止、核兵器のない世界の実現」、第 3 セッションとして「核兵器のない平和で公正な世界、市民社会の連帯と行動」、そして、8 月 6 日、日曜日には広島県立総合体育館グリーンアリーナで「ヒロシマデー集会」が開かれます。そして世界大会が長崎で開会され、8 月 7 日、月曜日、長崎市民会館体育館で開会総会、8 月 8 日、火曜日、政府代表と市民の対話、分科会、動く分科会として、8 月 9 日、水曜日、ナガサキデー集会、閉会総会が長崎市民会館体育館で開催されます。原水爆禁止2023年世界大会に先立ち、核兵器の廃絶を目指し、8 月の広島、長崎に向かって全国で平和行進をしております。1958年 6 月 20 日、第 1 回原水爆禁止国民平和行進が、当時、西本アツシ氏が、たった 1 人で広島から歩き出し、東京に到着する頃には、100 万人が歓迎・参加した歴史があり、今年は戦争か平和かの歴史的岐路に直面するも、核兵器のない世界、非核、平和のアジアと日本の実現が強く求められております。そのような中、行進は平和を求める世界の人々と連帯し、「戦争でなく平和を」「核による威嚇ではなく、核兵器廃絶を」の声を広げて歩き続けております。国民平和大行進は、今年で 66 回目を迎え、四国コース、香川県内コースでは、去る 6 月 4 日、日曜日、徳島県境で東かがわ市に引き継がれ、さぬき市、高松市、三木町、直島町、高松市内、小豆島町、土庄町、そして高松市、(これは塩江から円座)でございます。そして、坂出市、宇多津町、丸亀市、多度

津町、善通寺市、琴平町、まんのう町、綾川町、三豊市、観音寺市、そして、6月18日、日曜日には、愛媛県境、これは余木崎道の駅でございます。ここで、横断幕、団体旗の引き継ぎがありました。因みに私達は、6月15日、木曜日に坂出市役所から宇多津町役場から丸亀市役所、多度津町役場、善通寺市役所のコースに参加をし、曇空から一変して炎天下の行進に参加を致しました。多度津町役場新庁舎前では、旧庁舎より初めての行進参加コースとなり、岡部副町長の歓迎の挨拶とメッセージ、また、丸尾町長、村井議長、三木教育長のペナントへの支持、共同の記名やメッセージを寄せて頂き、そして参加者から「平和への思いや戦争への怒り」を託した大会への折り鶴の寄贈があり、被爆地を目指す平和行進に託されました。このような中で、去る5月のG7広島サミットは、核兵器について「侵略を抑止し、戦争に威圧で防止する」兵器だとして、「核抑止力」論が公然と宣言されました。NPT、つまり、核不拡散条約第6条に基づく、核兵器国の核兵器全廃への義務についても一言も触れず、核兵器禁止条約について、この世界に存在しないかのように全く無視をしてしまいました。被爆者の苦しみを二度と繰り返さないためには、核兵器はなくすしかありません。核兵器廃絶は、核兵器保有国も認める究極の目標ではなく、今の国際情勢の複雑な不安定さだからこそ、今すぐの課題なのです。被爆者たちの長い間の運動と闘いが、「核兵器禁止条約」を制定し、発効させました。しかし、核保有国とこれらの国の同盟国は参加をしておりません。これらの国の核政策を変えさせる市民の運動と被爆者の願いと声が、まだまだ届いていないことや核兵器の使用という非人道的な出来事は、今、この世の中に起こり得ることであり、人類の滅亡が危ぶまれている今、核廃絶は自分自身の問題として捉え、生き残った被爆者の人々も様々な形での原爆後遺症で苦しむ、その影響は今でも続いている訳であります。核兵器は「悪魔の兵器」であり、絶対悪であり、非人道的なものであり、二度と使用されてはなりません。核兵器禁止条約に日本が加われば、国際社会の期待に応え、高い信頼を得ることになります。核兵器廃絶の流れに勢いを与え、核保有国に対する大きな政治的圧力となります。そして、日本の安全、国民一人一人の安全にとっても重要な意義を持ちます。そして、「核抑止力」で対峙する悪循環を断ち切り、核に対して核抑止政策の放棄を迫るなど、憲法9条を持つ被爆国にふさわしい外交を進めることで、北東アジアの非核平和確立の大きな貢献となります。核兵器禁止条約への参加を求める声は、今、国民の7割を超えております。この多数の声を顕在化させ、禁止条約に背を向ける日本政府の参加を拒否する態度を変えさせるためにも、また、唯一の安全保障は核兵器の廃絶であり、従って、日本政府が核兵器禁止条約に署名をし、国会で批准することを求める意見書を国会及び日本政府に提出する請願書、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願については、賛成を致します。以上。

議長（村井 勉）

他に討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

渡邊 美喜子 君。

議員(渡邊 美喜子)

13番、渡邊 美喜子でございます。

私も賛成という立場で、令和5年第2回多度津町定例会におきまして、請願第1号、核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願につきましては、実は、核は、世界は破壊するものであり、人類と核とは絶対に共存しないものという風に確信しておりますし、1945年、広島、また、長崎において原子爆弾が投下され、そして78年経過する訳でございますが、多くの皆さんが一瞬のうちに死の灰となり、この世の地獄とも言われるほど、凄まじい状況であったことを言われております。未だに、後遺症で苦しんでる方もたくさんおいでます。核兵器の恐ろしさを知っている。そして非人間的な行為に対し、日本政府は核兵器条約に署名し、国会に批准することを求める意見書を国会及び日本政府に提出することは、この請願書に対しましては、賛成であります。以上でございます。

議長(村井 勉)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ないようですので、これをもって討論は終結致します。

これより、請願第1号についてを採決致します。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

起立少数

議長(村井 勉)

起立少数です。

よって請願第1号は不採択とすることに決定致しました。

日程第12. 請願第2号、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和5年第2回多度津町議会6月定例会におきまして、請願第2号、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願について、次の点で賛成討論を致します。今、中小業者、自営業者、フリーランスをはじめ、国民を取り巻く情勢は、国民の様々な意見を代表するべき国会で、十分審議されない法案が国会で十分に機能しないで形だけになっており、内閣の閣議決定など国の行政の権力性と裁量性が強くなってきております。そして今、かつて経験したことのないような異常な国会、憲法9条と「専守防衛」をかなぐり捨てる敵基地攻撃能力保有と大軍拡の最初の一步を踏み出す政府予算案が強行されました。それに続いて国会で東ね法案として、難民、外国人の命を危険にさらす「入管法改悪案」、原発回帰への大転換を進める「原発推進等5法案」、健康保険法を廃止してマイナカードを強要する「マイナンバー法改定案」、軍需産業に国民の血税を注ぎ込む「軍需産業支援法案」などが次々と強行され、可決してしまいました。そのような中で、政府は2023年10月から予定どおりインボイス制度を実施しようとしております。消費税を5%に減税すれば、インボイスは必要ありません。しかし、国税庁や税務署はインボイス登録を促す案内を送り、事業者の説明会の勧誘までしております。インボイス制度は、地域経済を壊す新たな税制であります。しかし残念ながら、この問題に気づいていない。あるいは、「国政の問題だから関係ない」と思い込んでいる国民がたくさんいます。今、コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いております。「物価高倒産」は、前年度比3.4倍(これは帝国データバンク、4月10日)に上がっております。インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や苛酷な実務負担が押し付けられます。すでに「インボイス登録しないと回答したら、3月で契約を打ち切られた。」という事例が出ております。小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。影響を受けるのは、小規模事業者やフリーランスの人達だけではなく、太陽光パネルを設置して売電している家庭や敷地に飲物などの自動販売機を設置している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働きかけが行われております。国会ではインボイス制度が実施されることで電気代が値上がりすることも明らかにされました。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めておりますが、こうした対応は、住民の負担増にも繋がりがねません。政府は、161万の者がインボイス制度の対象になり、2,480億円の増収になると試算しているように、インボイス制度は、税率変更を伴わない消費税の

増税対策であります。そして、インボイスは、消費税率を引き上げるための突破口であります。今、インボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小業者やフリーランスの人々に大きな足枷となることは火を見るより明らかであります。また、日本商工会議所、全国建設労働組合総連合、日本税理士会連合会、全国青色申告会総連合、全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会、全国青年税理士連盟、その他が実施を凍結、延期、中止を強く求めております。そして、香川県では、三木町、宇多津町が既に採択をされております。従って、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願については、賛成を致します。以上。

議長（村井 勉）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子でございます。

消費税インボイス制度の実施中止を求める請願に対して、私は賛成の立場であります。2023年10月より導入することとなっておりますが、このインボイス制度を対応することは、年間売上げが1,000万以下の業者は、消費税の納税を免除されてきました。しかし、インボイス制度は、消費税を販売価格に転嫁出来ない零細業者にも課税業者となります。その上、新型コロナウイルスの中のコロナ禍の中で、物価高騰の影響により、経営困難の上に、また、その上に、インボイス制度が実施されようとしております。中小企業団体をはじめ、税理士団体、また、シルバー人材センターなど本町も該当する事業所が多くある訳でございます。事業存続と再生のためにも、このインボイス制度は実施することを中止することを求めます。以上でございます。

議長（村井 勉）

他に討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、請願第2号についてを採決致します。

請願第2号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第2号を採択することに賛成の方は、起立願います。

起立少数

議長（村井 勉）

起立少数です。

よって、請願第2号は不採択することに決定致しました。

日程第13. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

ここで、お願いがございます。

私、このたび一身上の都合によりまして、議長の職を辞職したいと思っております。

辞職願は、副議長に提出をしております。

皆様方の許可を得たいと思っておりますので、お計らい、よろしくお願い致します。

この後の議事については、副議長の方でよろしくお願い致します。

ここで、暫時休憩致します。

10時ちょうどで再開致します。

休憩 午前9時44分

再開 午前10時0分

副議長 (小川 保)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

ただ今、村井 議長より辞職の申出がありましたので、私の方で、これ以降の議事を進めさせていただきます。

皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

それでは、多度津町議会会議規則第98条の規定に基づき、村井 議長から辞職願が提出されております。

従いまして、議長の辞職についてを日程に追加し、日程第14. として議題と致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、日程第14.として議題とすることに決定を致しました。

日程第14. 議長の辞職についてを議題と致します。

事務局長に辞職願を朗読させます。事務局長。

議会事務局長（森 泰憲）

自席より失礼します。

辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるよう、お願いいたします。令和5年6月20日、多度津町議会副議長 殿、多度津町議会議長 村井 勉。以上でございます。

副議長（小川 保）

辞職願は、以上のとおりであります。

お諮りを致します。村井 勉 君の議長の辞職については、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、村井 勉 君の議長の辞職を許可することに決定を致しました。

村井 勉 君の除斥を解きます。

村井 議長、除斥解除

副議長（小川 保）

村井 勉 君にお知らせを致します。

ただ今、議長の辞職を許可することに決定を致しましたので、お知らせを致します。

ただ今、議長を辞職致しました村井 勉 君から辞職に当たっての発言の申出がありますので、これを許可致します。村井 勉 君。

村井 議長、退任の挨拶

副議長（小川 保）

ただ今、議長が欠けましたので、ここでお諮りを致します。

議長の選挙を日程に追加し、日程第15.として、議長の選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、日程第15.として選挙を行うことに決定致しました。

日程第15. 議長の選挙を行います。

お諮り致します。選挙の方法は、投票、あるいは指名推選のうち、いずれの方法を致

しまししょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長 (小川 保)

尾崎 忠義 君。

議員 (尾崎 忠義)

投票でお願いします。

副議長 (小川 保)

お諮り致します。今、尾崎議員の方からご提案がありました。

投票でお願いしたいということですが、投票によることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (小川 保)

有難うございます。ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定致しました。

ここで、議場の閉鎖を命じます。

議場の閉鎖

副議長 (小川 保)

ただ今の出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名致します。

多度津町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、藪 乃理子 議員。

7番、中野 一郎 議員。2名を指名致します。

投票用紙を配布致します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布

副議長 (小川 保)

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (小川 保)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検致します。

投票箱の点検

副議長 (小川 保)

異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願い致します。

確認致します。投票用紙の記載は皆さん、終わりましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

副議長 (小川 保)

終わったようですので、点呼により順次、投票していきます。

副議長の点呼により、順次投票

副議長 (小川 保)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (小川 保)

投票もれなしと認めます。

投票を終了致します。

開票を行います。

立会人の藪 乃理子 議員、中野 一郎 議員、開票の立会いをお願い致します。

開 票

副議長 (小川 保)

選挙の結果を報告致します。

投票総数14票。その内、有効投票12票、無効投票 2 票。

法定得票数が 3 票でございます。

有効投票のうち、尾崎 忠義 議員 1 票。小川 保11票。以上のおりであります。

先ほど申し上げましたが、この選挙の法定得票数は 3 票であります。

よって、小川 保が最多数であり、法定得票数を得ておりますので、議長に当選致しました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

議場閉鎖の解除

議長 (小川 保)

ここで議長就任の挨拶を申し上げたいと思います。

小川 議長、議長就任の挨拶

議長 (小川 保)

私が議長に就任致しましたので、ただ今、副議長が欠けました。

ここでお諮り致します。

副議長の選挙を日程に追加し、日程第16.として副議長の選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程第16.として選挙を行うことに決定致しました。

日程第16. 副議長の選挙を行います。
お諮り致します。
選挙の方法は、投票、あるいは指名推選のうち、いずれの方法と致しましょうか。
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)
尾崎 議員。

議員 (尾崎 忠義)
投票でお願い致します。

議長 (小川 保)
お諮り致します。
選挙の方法につきましては、投票にという発言がございましたが、いかがでございましょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)
ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は投票によることに決定致しました。
ここで、議場の閉鎖を命じます。

議場の閉鎖

議長 (小川 保)
ただ今の出席議員は14名であります。
次に、立会人を指名致します。
多度津町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、藪 乃理子 議員。
7番、中野 一郎 議員。2名を指名致します。
投票用紙を配布致します。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布

議長 (小川 保)
投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)
配布漏れなしと認めます。
投票箱を点検致します。

投票箱の点検

議長 (小川 保)
異常なしと認めます。
ただ今から、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願い致します。
確認致します。

投票用紙の記載は皆さん、終わりましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

終わったようですので、点呼により順次、投票していきます。

議長の点呼により、順次投票

議長 (小川 保)

投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了致します。

開票を行います。

立会人の藪 乃理子 議員、中野 一郎 議員、開票の立会いをお願い致します。

開 票

議長 (小川 保)

選挙の結果を報告致します。

投票総数14票。その内、有効投票14票。無効投票0票であります。

有効投票のうち、尾崎 議員1票。隅岡 議員1票。古川 議員2票。金井 議員9票。

中野 議員1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、金井 浩三 議員が最多数であり、法定得票数を得ておりますので、副議長に当選されました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

議場閉鎖の解除

議長 (小川 保)

ただ今、副議長に当選された金井 浩三 議員が議場におられます。

多度津町議会会議規則第33条第2項の規定により、副議長の当選人である旨の告知を致します。

なお、この際であります。副議長就任のご挨拶を受けたいと思いますので、よろしく
お願い致します。

金井 副議長、副議長就任の挨拶

議長 (小川 保)

ここで、お願いがございます。

私、小川 保、このたび、議長就任によりまして、議会運営委員会委員を辞任致した

いと思います。辞任願は提出を致しております。

ここでお諮り致します。

議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、日程第17.とし、議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、日程第17.とし、議題とすることに決定を致しました。

皆様方の許可を得たいと思いますので、お計らい、よろしくお願い致します。

この議事については、副議長の方で、よろしくお願い致します。

副議長 (金井 浩三)

日程第17. 議会運営委員会委員の辞任についてを議題と致します。

地方自治法第117条の規定により、小川 保 議長の退席を求めます。

小川議長、よろしくお願い致します。

小川 議長、退席

副議長 (金井 浩三)

本日、議長就任により、小川議長から議会運営委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮り致します。

本件は申出のとおり、辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって、小川議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定致しました。

小川議長の除斥を解きます。

小川 議長、除斥解除

副議長 (金井 浩三)

小川議長にお知らせを致します。

ただ今、議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定を致しましたので、お知らせを致します。

小川 議長は、議長席へお戻り下さい。

小川 議長、着席

議長 (小川 保)

議会運営委員会委員の辞任が許可されたことにより、欠員が生じております。

ここでお諮り致します。

議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、日程第18.として議題と致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、日程第18.として議題とすることに決定を致しました。

日程第18. 議会運営委員会委員の選任についてを議題と致します。

多度津町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員会委員の選任について、私の方から指名致します。

議会運営委員会委員の選任については、村井 勉 君を指名致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、ただ今、指名致しました村井 勉 議員を選任することに決定致しました。

ここで暫時休憩を致します。10時55分まで休憩と致します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

議長 (小川 保)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

ここでお諮りを致します。

町長から議案第11号、多度津町監査委員の選任についてが提出されました。

これを日程に追加し、日程第19.として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、多度津町監査委員の選任についてを日程に追加し、日程第19.として議題とすることに決定します。

議案第11号を配布しますので、少しお待ち下さい。

議案第11号の配布

議長（小川 保）

日程第19. 議案第11号、多度津町監査委員の選任についてを議題と致します。
地方自治法第117条の規定により、村井 勉 議員の退席を求めます。

村井 議員、退席

議長（小川 保）

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第11号、多度津町監査委員の選任についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げてまいります。

現在、多度津町監査委員としてご活躍頂いております金井 浩三 氏から、本日付けをもって辞任したいとの申出がありました。

つきましては、多度津町監査委員で議員より選任する委員に村井 勉 議員を選任致したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。

村井 氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、平成19年2月に多度津町議会に当選されて以来、5期目でありまして、その間、建設産業民生常任委員長をはじめ、総務教育常任委員長、町議会議長等の要職を務められ、また、行財政運営につきましても経験豊富な方でございます。

人格は高潔で多度津町監査委員として最適任と考えますので、よろしくご同意のほどお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定致します。

村井 勉 議員の除斥を解きます。

村井 議員の除斥解除

議長（小川 保）

村井 勉 議員に申し上げます。

ただ今、監査委員の選任については、同意することに決定をいたしましたので、お知らせを致します。

ここで、監査委員のご挨拶を受けたいと思います。村井 勉 君。

村井 議員、監査委員選任の挨拶

議長（小川 保）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了致しました。

これにて、令和5年第2回多度津町議会定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

閉会 午前11時2分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和5年6月20日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 長

副 議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記